

業務委託契約書の条項

（総則）

- 第1条** 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 契約書及び仕様書等に明示されていないもの又はこれらの中に交互符合しないものがある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者又は第4条の規定による監督職員の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、仕様書等記載の業務を契約書記載の履行期間、仕様書等に従い履行するものとし、発注者は、その契約金額を受注者に支払うものとする。
- 4 この契約において契約期間とは、契約締結日から業務委託期間の末日までの間をいう。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た発注者の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この契約が終了した後においても同様とする。
- 6 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる用語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条** 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

- 第3条** 受注者は、業務の全部を一括して他に委託し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を他に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請負させた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

- 第4条** 発注者は、受注者の業務の履行について、その業務を監督する職員（以下「監督職員」という。）を定め、受注者に通知するものとする。

（業務主任担当者）

- 第5条** 受注者は、業務の履行について、その業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者（当該業務の履行に関し、主として指揮・監督を行う者。以下同じ。）を定め、その氏名等を発注者に通知しなければならない。

（業務関係者の災害等）

第6条 受注者は、業務の履行に関して生じた受注者の業務主任担当者及び使用人等（以下「業務関係者」という。）の災害等については、すべての責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（法令上の責任）

第7条 受注者は、業務の履行に従事する者に対し、雇用者及び使用者として労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 発注者は、前項の内容が仕様書等に適合しないと認められるときは、改善、手直し、その他の措置等を命じることができる。この場合における費用は、受注者が負担するものとする。

（業務の変更及び中止等）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止又は打ち切ることができる。

2 前項の場合において、履行期限若しくは委託代金を変更する必要があるときは、発注者は受注者に通知し、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の請求による履行期限の延期）

第10条 受注者は、天災事変等その責めに帰することができない理由により履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにし、履行期限の延期を求めることができる。この場合における延期日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して履行期限を延期することができる。

2 前項に規定する違約金は、遅延日数につき履行期間の始期から履行期間の満了までの委託代金の総額（以下「委託代金の総額」という。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、履行した業務の一部が第13条の検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、委託代金の総額から当該検査に合格したものの代金相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第13条の規定により手直しの期間を指定した場合において、当該手直しに係る業務が指定した期間経過後に履行されたものであるときは、当該業務に係る違約金は、履行期限の翌日から計算する。

5 前4項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（損害のために要した費用の負担）

第12条 受注者は、業務の履行に関して発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損

害を賠償しなければならない。

- 2 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために要した費用は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合には、その損害のために要した費用は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第13条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に完了の確認のため、検査を行うものとする。
- 3 前項の規定により検査を受けるときは、受注者又はその代理人は立会わなければならない。この場合において、これらの者が検査に立会わないときは、検査又は結果について異議の申し立てをすることができない。
- 4 前項の検査に合格しないときは、受注者は、定められた期間内に補正等を行い、発注者に完了の届出をし、再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

（委託代金の支払い）

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って、委託代金の支払いを請求するものとする。ただし、発注者が仕様書等において請求方法等を別に定めた場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定により請求を受領したときは、その日から30日以内に委託代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対して支払代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてこの契約の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 期限内又は期限経過後の相当期間にこの契約の履行を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第26条第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達する見込みがないとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、委託代金の総額の10分の1に相当する額（契約の一部の履行があったときは委託代金の総額から履行部分に対する委託代金相当額を控除して得た額の10分の1に相当する額）を違約金として、発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して権利義務の譲渡等をしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、受注者又はその代理人若しくは使用人等が発注者の職務執行を妨げたとき並びに受注者又はその代理人若しくは使用人等に詐欺その他不正の行為があると認められるとき。
 - (3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) この契約の一部の履行が不可能である場合又はこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当すると判明したとき。
 - (8) 行政官庁の処分又は刑事上の処分を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。
（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）
- 第17条** 第15条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
（発注者の任意解除権）
- 第18条** 発注者は、第15条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
（受注者の催告による解除権）
- 第19条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてこの契約の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（受注者の催告によらない解除権）
- 第20条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
(2) 第9条の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託代金総額が、当初の3分の1以下に減少することとなるとき。
（受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）
- 第21条** 第19条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
（受注者の請求による解除権）
- 第22条** 受注者は、天災事変等その責めに帰することができない理由により、業務の履行が不可能になったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにし、この契約の解除を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、受注者の責めに帰することができない理由であると認められる場合は、受注者の契約解除の請求を承認することができる。

（解除に伴う措置）

第23条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者が負担するものとする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受注者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復して、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第15条又は第16条の規定によるときは発注者が定め、第18条、第19条又は第20条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の履行を完了することができないとき。
- (2) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の履行をしないとき又は履行が不可能であるとき。

（受注者の損害賠償請求）

第25条 受注者は、第18条、第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該解除がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第 26 条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第 15 条及び第 16 条に定める解除権の行使を妨げない。

4 第 2 項において、受注者が負うべき責任は、第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

（特定の違法行為に係る発注者の解除権）

第 27 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、契約解除に伴う措置については、第 23 条中「第 15 条又は第 16 条」とあるのは、「第 27 条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（特定の違法行為に係る賠償金の予定）

第 28 条 受注者は、この契約に関して、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として委託代金の総額の 10 分の 2 に相当する額に契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した

利息を加算した額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる場合において、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合など発注者に金銭的損害が生じていないことを受注者が立証し、発注者がこれを認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合、受注者が支払うべき賠償金は、委託代金の総額の10分の3に相当する額に契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した利息を加算した額とする。

(1) 発注者が、この契約に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、受注者が、談合を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違法行為の首謀者であることが明らかとなっているとき。

(3) 前条第1項各号に規定する違法行為により桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年告示第159号）により指名停止の措置を受け（桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の全部を改正する告示（平成18年告示第159号）による改正前の桑名市請負工事入札参加者指名停止基準による措置を含む。）、その指名停止の期間の満了後3年を経過していないとき。

(4) 刑法第96条の6に規定する刑に係る確定判決において、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が発注者の職員に対し不正行為の働きかけを行ったことが明らかとなっているとき。

3 発注者は、実際に生じた損害の額が前2項に規定する賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 発注者は、第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

5 前4項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（暴力団等の排除措置）

第29条 発注者は、この契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託代金の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償金等の徴収）

第30条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払日までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日現在の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

（その他の事項）

第31条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（以下余白）